



温故知新



交通事故災害を防止しよう

現場への交通手段として車を利用している人も多いのではないのでしょうか。通勤時の事故もちろん労災です。車での事故を防ぐために改めてルールを確認しましょう！

安全運転5則

- ① **安全速度**を必ず守る
- ② カーブの手前では**スピードを落とす**
- ③ **交差点**では必ず安全を確かめる
- ④ 横断歩道では**一時停止**をして歩行者の安全を守る
- ⑤ **飲酒運転**は絶対にしない

高速道路安全運転5則

- ① **安全速度**を守る
- ② 十分な**車間距離**をとる
- ③ **割り込み**をしない
- ④ **わき見運転**をしない
- ⑤ **路肩走行**をしない



2023年12月からは対象事業者には安全運転管理者の選任と運転前後のアルコールチェックが義務付けられています。

○対象事業者は…



○どんなことをするのか…

常時アルコールチェッカーを保有し、安全運転管理者立ち合いの元、呼気でアルコールの有無や濃度を計測し記録する。

記録は最低1年間は保有しなければならず、事故が発生した際には提出を求められます！

通勤や業務以外でも飲酒運転や酒気帯び運転は厳禁です！
少しでも体内に残っている可能性があるときは運転はしないでください。



【今号の主な内容】

- P① 交通事故災害防止
- P② 全国労働衛生週間実施要領
- P③ 施工検討会再掲
- P④ ことわざ・次回案内



発行

野田工業 株式会社
東京都中央区銀座6-6-19
TEL : 03-3572-1866

ことわざ・格言にならう安全衛生訓

- 医者（医師）の自脈効き目なし ●
- ・安全点検は基準に照らして客観的に



医者（医師）は、患者の病状を診断し、治療をしますが、自分自身や身内の病気となると、明解な診断や正しい治療ができないので、ほかの医者（医師）に診てもらうことが多いそうです。他の患者にはいい加減だ、というのではなく、自分や家族の場合には、どうしても主観的な診断をしがちで、冷静に客観的に診ることができなくなるからだといわれています。

職場の安全衛生の点検・診断はどうでしょうか。日ごろ自分が取り扱っている設備を自分で点検（診断）する、あるいは自分たちの職場を自分たちの仲間内で点検する場合、このことわざのように「医者（医師）の自脈効き目なし」の問題はないでしょうか。他人がみると危険な箇所でも、問題はないとか、わかっているから、といって見過ごしたりはしていないでしょうか。

始業前点検や、身近な点検は私たち自身で行う場合が多いので、主観的にならないよう点検基準などに従って客観的に、もう一つの目と心で診るように心掛けましょう。



【 職長会のお知らせ 】



- ★日時 2024年10月21日(月)
- ★時間 18時00分～
- ★会場 銀座ユニーク7丁目 N302

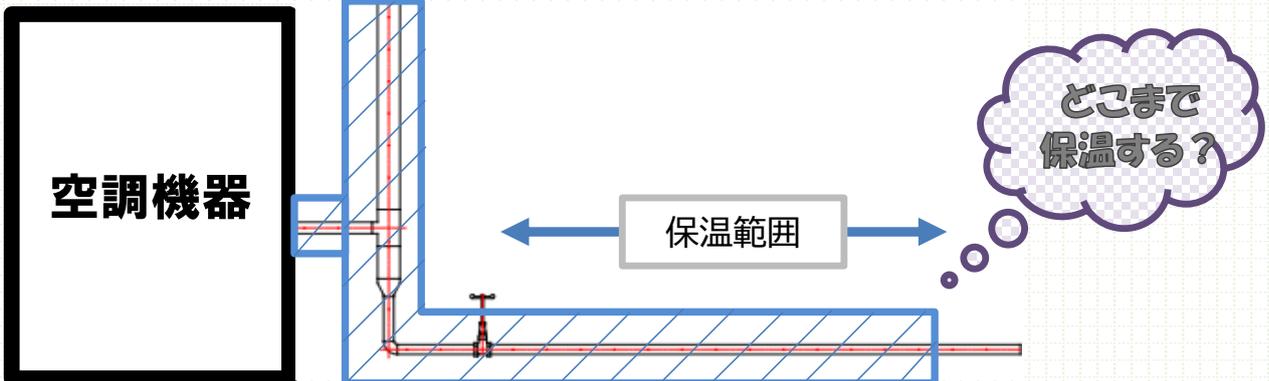
野田工業株式会社 再掲 施工検討会

～技術顧問のつづやき～

以前温故知新にて展開しておりました、保温工事の日頃よく発生する品質トラブルや施工方法の疑問などを今後の施工に生かして行こう！という施工検討会のコーナーを再掲いたします。「今はこういう施工方法に変化した。」「最近はこう施工してくれと指示があった。」などご意見がございましたら積極的な発言をお願いいたします。

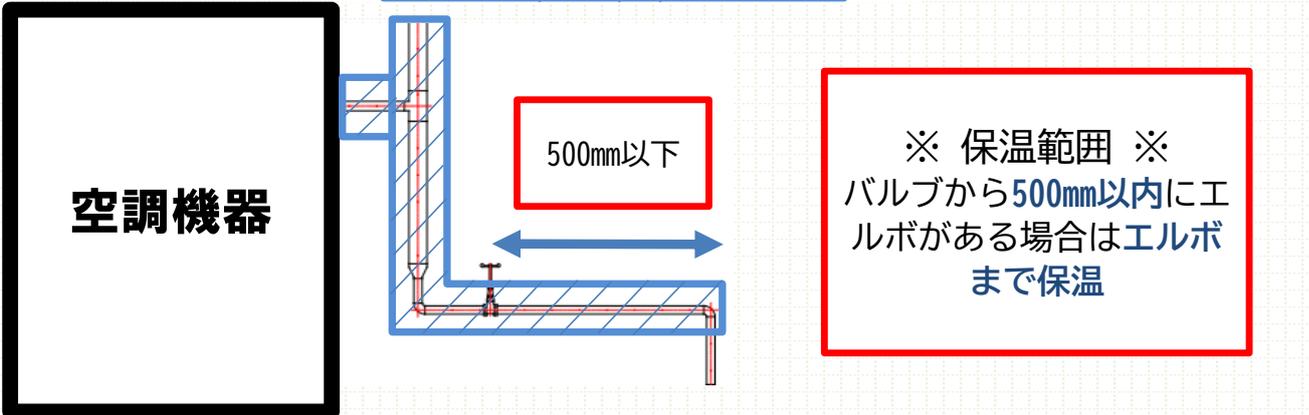
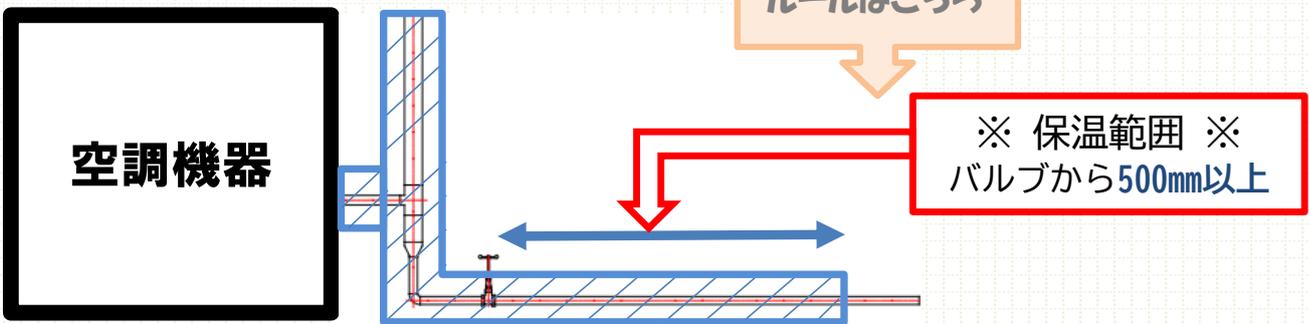
今月の議題

◎ 水抜き配管(冷水系統)のバルブ以降の保温について



・空調機械室に座っている空調機(AHU)には水抜き配管が接続されていますが、バルブ以降の配管の保温について皆さんはどこまで保温していますか？今回はこちらの保温範囲についてルールを設けましたので報告させていただきます。

ルールはこちら



令和6年度 全国労働衛生週間実施要領

令和6年度スローガン

推しています みんな笑顔の 健康職場

準備期間◆9月1日～30日

本週間◆10月1日～7日

会長メッセージ

令和6年度の全国労働衛生週間を迎えるにあたり、ご挨拶申し上げます。

全国労働衛生週間は昭和25年に初めて実施されて以来、今年で第75回を迎え、労働衛生に関する意識の高揚と事業場における自主的労働衛生管理活動の促進に欠かせないものであり、労働者の健康確保に大きな役割を果たしてまいりました。

建設業に従事する労働者の健康をめぐる状況については、厚生労働省から公表された令和5年の業務上疾病発生状況を見ますと751人で、前年に比べて40人増となりました。

また、建設業においても脳・心臓疾患や精神疾患の労災支給決定は後を絶たず、さらに全産業に占める建設業の石綿関連疾病（中皮腫・肺癌）の労災支給決定件数は、近年、6割強で推移しています。

建設業においては近年、働き方改革の推進、建設従事者の高齢化の進展、担い手の確保・育成など、様々な課題が山積する状況にあります。このような状況の中、働く方々が安心して安全に働くことができる職場環境を築くため、当協会では令和5年度を初年度とする第9次建設業労働災害防止5か年計画を策定し、本年は2年目にあたります。同計画に掲げた目標達成に向け、化学物質取扱い作業のリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減措置の実施、建災防方式健康KYと無記名ストレスチェックの活用など、健康障害防止対策の充実やメンタルヘルス対策の推進、高年齢労働者の加齢による身体機能の低下によるリスク等を考慮した対策の推進、さらに、解体工事等における有資格者による事前調査をはじめとした石綿ばく露防止対策の徹底や、「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」への登録促進などに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

これから迎える全国労働衛生週間は、「心とからだの健康」と「快適な職場環境づくり」の重要性を再認識する良い機会となりますので、会員の皆様におかれましては、令和6年度の全国労働衛生週間の準備期間及び本週間において取り組むべき事項をまとめた本実施要領を参考に、経営トップの明確な方針のもと、企業の実態に即した効果的な労働衛生管理活動を実践され、職場の労働衛生水準の向上に努められますようお願い申し上げます。

なお、10月3日と4日の両日、「東京ビッグサイト」「東京国際フォーラム」において、安全衛生意識の高揚や情報の共有化を図るために創立60周年記念全国建設業労働災害防止大会（現在、建設業が直面する課題を扱う創立60周年記念部会も開催）を現地開催とオンデマンド配信を組み合わせたハイブリッドで開催いたしますので、是非ご参加いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和6年9月建設業労働災害防止協会会長
今井雅則

